質問第一五四号平成二十二年二月二十二日提出

する第三回質問主意書

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関

提出者 鈴木宗男

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関

する第三回質問主意書

四第二七号)及び かったか、 にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つ 請する方針でいるか、 流すことと定義する。 あるか等、 検察庁等による情報のリーク(以下、 更には別の人物が容疑者として浮上したか、ある人物に対して任意の事情聴取が行われる予定で ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関に 「前回答弁書」 また聴取に応じた人物がどの様なことを述べたか、他には、 右と「政府答弁書一」 (内閣衆質一七四第一〇八号)、 「リーク」という。)に関し、 (内閣衆質一七四第三号)、 「前々回答弁書」 例えば検察としていつ誰に聴取を要 「政府答弁書二」 逮捕された容疑者が自身 (内閣衆質一七四第六 (内閣衆質 七

五号)を踏まえ、再度質問する。

一本年一月二十二日、 時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、 余儀なくされた菅家利和氏の再審裁判について、 中井洽国家公安委員会委員長は記者会見において、一九九〇年、 「今の自供、 無期懲役が確定し、 自白中心の捜査、 そして捜査当局から一方 十七年半に亘り服役を 栃木県足利市で当

庁においては、 いて、 長 に、 す」と、 も ている。 察の活動を国民に正しく理解していただくため、 ら徹底的になるじゃないですか」などと述べたと承知する。 的にリークされる記事しか書かないマスコミ。そういう中では、 なるのではないかと問うたところ、 たそうであるのなら、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」における見解と真っ向から食い違うことに の御指 「リーク」はないと考えているということかと問うたところ、 検察庁、そして警察庁が「リーク」することはあり得るとの見解を示したものと理解して良いか、ま 記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知しているところ、 捜査上の秘密を外部に漏らすことを意味するものではないものと考えている。」との答弁がなされ 右につき、 更に「今もそういうことか」との質問に対して「ずっとそうじゃないか。 摘の発言は、 従来から、 前回質問主意書で、右答弁は、中井委員長としても、 これらの記者発表や記者会見を念頭に置いたものであり、 捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、 「前々回答弁書」では「検察当局及び警察庁においては、 あるいは、 社会に無用の誤解を与えないようにするため 前々回質問主意書で、 冤罪被害はこれからも出ると思っていま 「前回答弁書」では「検察当局及び警察 検察庁と警察庁どちらにおいて 中井国家公安委員会委員 検察当局及び警察庁にお 右は中井委員長とし 度、 被疑者になった 捜査情報や 検察及び警

捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。 _ との答弁がなされている。 右答弁を起案し、

作成した者は誰か、その官職氏名を明確にされたい。

く同じ答弁がなされている。 であり、 井委員長の発言の中にある 疑問を呈する発言をしていると承知する。 らない。 された件等に係る報道が、 を使ってやるにしては不適だ」と、小沢一郎民主党幹事長の政治資金問題をめぐり石川知裕代議士が逮捕 「検察当局及び警察庁においては、 本年一月十九日、 検察の関係者なのか、 捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」と、一で挙げたものと全 原口一博総務大臣は閣議後の記者会見で *"*リーク*"* 「関係者によると」、 右答弁を起案し、作成した者は誰か、その官職氏名を明確にされたい。 被疑者の関係者なのか。そこは明確にしなければ、 従来から、 はあり得ると認識しているかと問うたところ、 前回質問主意書で、 捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたもの 「関係者の話でわかった」等の形でなされていることに 「『関係者』という報道は何の関係者かわか 原口大臣として、 「リーク」または 電波という公共のもの 「前回答弁書」 では の中

 \equiv 係をつかんでいないので断定的には言うわけにはいかない」と、 本年一月二十日、 平野博文内閣官房長官は記者会見で、 「リーク」があるかどうかを問われ、 あくまで推測であることを強調しながら 「事実関

ŧ ろが不明である。 外部に漏らしていることを意味するものではない。」との答弁がなされているが、 活動を行っていると思われることを念頭に置いたものであり、 の発言は、 真意は何か、 「そういうふうに思うところもあるような気がする」と述べている。 社会の耳目をひく事案等については、 平野長官自身による説明を求めたところ、 平野長官として、何について「そういうふうに思うところもある」と述べたのか、 報道機関各社が、 「前回答弁書」では 検察当局において、 関係各方面に広くかつ深く独自 前回質問主意書で、 「平野内閣官房長官の 右答弁の意味するとこ 捜査情報や捜査方針を 右の 発言の 御指 0 再度 · 取材 摘

四 から、 らすことはないものと承知している。」と、一で挙げたものと全く同じ答弁がなされている。 あ り得ると認識しているかと問うたところ、 前回質 捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、 問 主意書で、 平野長官として、 「リーク」または一の中井委員長の発言の中にある 「前回答弁書」では 「検察当局及び警察庁においては、 捜査情報や捜査方針を外部に漏 "リーク" 右答弁を起 従来 は

詳

細な説明を求める。

五. 小沢幹事長や石川代議士の件に関して、これだけ 「関係者によると」、 「関係者の話でわかった」 等の

案し、作成した者は誰か、その官職氏名を明確にされたい。

形 小沢幹事長側、 「関係者」 の報道がなされていることを見ても、 とは、もう一方の当事者である検察側しか該当しない。 石川代議士側からは何も情報を発信していないことを確認している。そうであるならば、 「リーク」があり得ることは明白であると考える。 前回質問主意書で、 鳩山 また当方は、 内閣として、

他人の名誉やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、 かと問うたところ、 「従来から、 「前々回答弁書」にある様に、 捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきた」と断言できる根拠は一体何であるの 「前回答弁書」では「検察当局においては、 検察当局が「捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはない」とし、更に 仮に捜査情報や捜査方針が公になれば、 罪証隠滅活動を招いたり、 裁判所に

じるおそれがあることなどから、 予断を与えたり、 また、 関係者の協力を得ることが困難になるなど、 捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、 今後の捜査 ・公判に重大な支障が生 捜査

情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」との答弁がなされている。 右答弁にあ

右質問する。

る

「関係者」とは具体的に誰を指すのか説明されたい。